

主務官庁の確認を受けた公共・公益法人等の一覧

(令和8年8月26日現在)

(注)指定期間内であっても寄附金の募集を終了している場合があります。

法人名	主たる事務所の所在地	主務官庁	寄附金の使途	指定期間
宗教法人 榑原神社	石川県かほく市大崎チ26番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした榑原神社が所有する本殿及び祭器庫並びに灯籠、神馬、狛犬及び玉垣等の原状回復に要する費用	R6.7.6 ～ R8.8.31
宗教法人 愛宕神社	富山県氷見市森寺254番地	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居及び灯籠の原状回復に要する費用等	R6.7.10 ～ R6.9.30
宗教法人 八幡宮	富山県小矢部市後谷688	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居、玉垣及び灯籠の原状回復に要する費用等	R6.7.15 ～ R6.9.30
宗教法人 立正寺	石川県金沢市野町3丁目2番15号	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした立正寺が所有する向拝の原状回復に要する費用	R6.10.9 ～ R7.10.31
宗教法人 醫師神社	石川県河北郡津幡町字川尻ヨ175番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした醫師神社が所有する鳥居等の原状回復に要する費用等	R6.10.9 ～ R7.9.30
宗教法人 願正寺	石川県七尾市桧物町68番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした願正寺が所有する本堂及び鐘楼堂、太子堂、灯籠、共同墓、寺方玄関、座敷廊下の原状回復に要する費用等	R6.10.23 ～ R9.10.23
宗教法人 春日神社	石川県金沢市増泉二丁目1番1号	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした春日神社が所有する社務所、ブロック塀、社殿等の原状回復に要する費用等	R7.2.21 ～ R9.3.31
宗教法人 新潟大神宮	新潟県新潟市中央区西大畑町5195番地	新潟県	能登半島地震により滅失又は損壊をした新潟大神宮が所有する本殿及び擁壁の原状回復に要する費用	R7.4.17 ～ R10.3.31
宗教法人 石武雄神社	富山県氷見市堀田1370番地	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした鳥居の原状回復に要する費用	R7.5.21 ～ R9.8.31
宗教法人 聖光寺	石川県輪島市輪島崎町1部181番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした聖光寺が所有する墓地通路及び山門の原状回復に要する費用	R7.10.17 ～ R8.3.31
宗教法人 光圓寺	富山県富山市水橋中馬場35番地	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした光圓寺が所有する本堂の原状回復に要する費用	R7.11.28 ～ R10.11.19
宗教法人 八幡社	富山県高岡市伏木古府二丁目1番1号	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした八幡社が所有する拝殿、幣殿、神殿、御神体及び八幡社額の原状回復に要する費用	R7.12.4 ～ R8.9.30

法人名	主たる事務所の所在地	主務官庁	寄附金の使途	指定期間
宗教法人 野間神社	石川県金沢市小坂町ツ1番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした野間神社が所有する社殿、社務所、鳥居、燈籠の原状回復に要する費用	R7.12.20 ～ R8.3.31
宗教法人 来迎寺	石川県羽咋郡宝達志水町二口187番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした来迎寺が所有する客殿及び寺標の原状回復に要する費用	R7.12.20 ～ R9.12.31
宗教法人 須受八幡宮	石川県珠洲市正院町正院20部3番地の甲	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした須受八幡宮が所有する社殿、社務所、手水舎、灯籠、石垣、石階段の原状回復に要する費用	R8.1.6 ～ R9.8.31
宗教法人 魚津神社	富山県魚津市中央通り一丁目3番28号	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした魚津神社が所有する正面参道鳥居、西参道鳥居、社号碑及び狛犬の原状回復に要する費用	R8.1.23 ～ R8.6.30
宗教法人 養泉寺	石川県七尾市石崎町ラ部162番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした養泉寺が所有する庫裡、式台及び門徒用庫裡の原状回復に要する費用	R8.3.10 ～ R8.12.31
宗教法人 龍門寺	石川県七尾市小島町リ部15番地	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした龍門寺が所有する本堂及び庫裡の原状回復に要する費用	R8.6.4 ～ R10.3.31
宗教法人 手取諏訪神社	石川県白山市手取町ス1番地1	石川県	能登半島地震により滅失又は損壊をした手取諏訪神社が所有する本殿、幣殿、拝殿、社務所及び玉垣、狛犬、灯籠、手水舎等の原状回復に要する費用	R8.7.4 ～ R11.5.31
宗教法人 不遠寺	富山県高岡市伏木錦町3番4号	富山県	能登半島地震により滅失又は損壊をした本堂、客殿、渡り廊下(RC)、客殿側書院、渡り廊下(本堂側)、渡り廊下(書院側)、書院、庫裡、鐘楼、石垣、フェンス、外構の原状回復に要する費用	R8.7.8 ～ R11.7.7